

令和5年度 第1回在宅医療推進協議会訪問看護部会



神奈川県健康医療局保健医療部医療課人材確保グループ

令和5年6月13日

参考2

機能強化型訪問看護ステーションについて

- a. 機能強化型訪問看護ステーションの要件等について
- b. 機能強化型訪問看護ステーションの状況について

a. 機能強化型訪問看護ステーションの要件等について

令和4年度診療報酬改定 I-6 質の高い在宅医療・訪問看護の確保-⑩

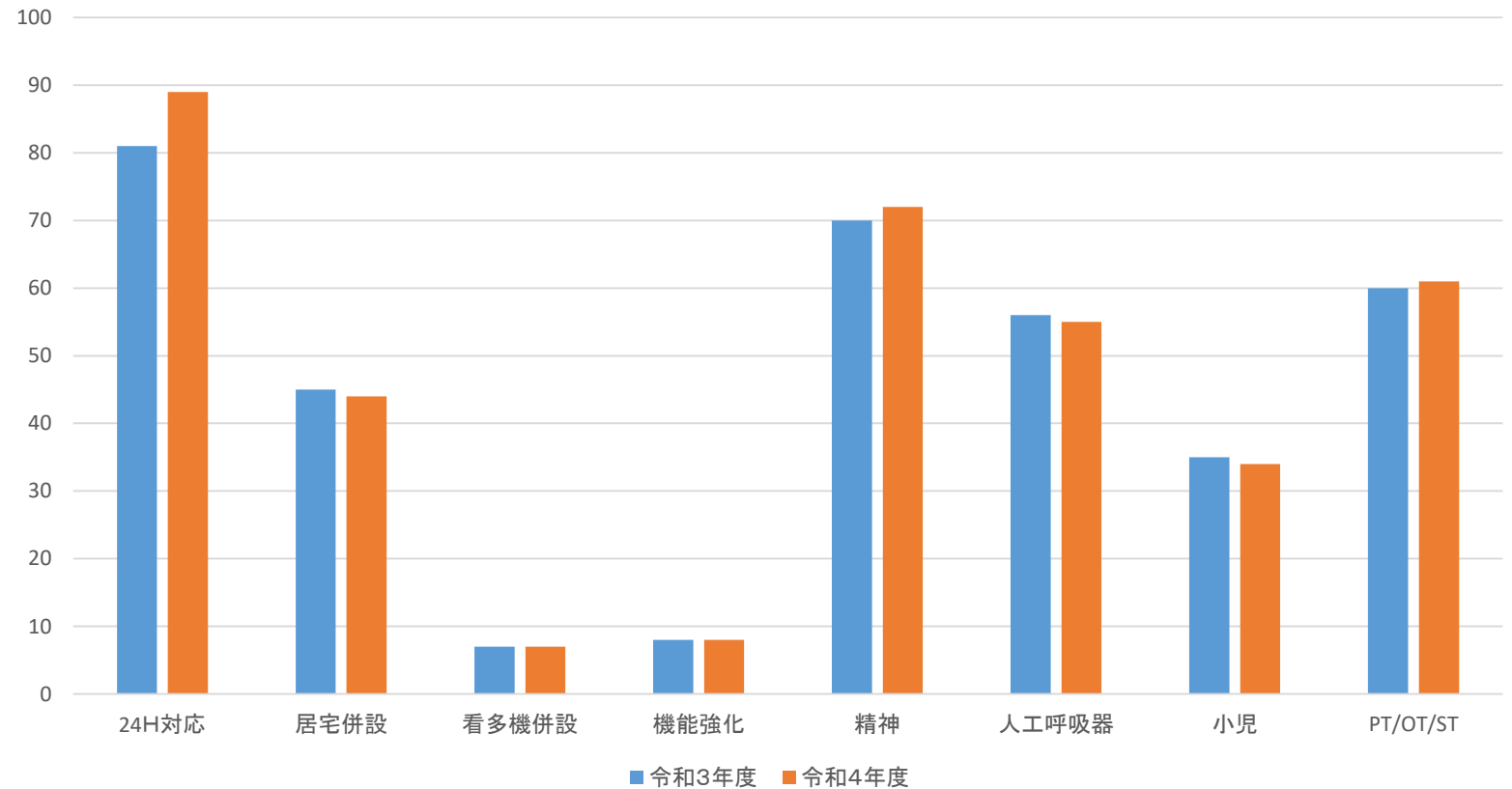
機能強化型訪問看護ステーションの要件等（参考）

	機能強化型 1	機能強化型 2	機能強化型 3
	ターミナルケアの実施や、重症児の受入れ等を積極的に行う手厚い体制を評価		地域の訪問看護の人材育成等の役割を評価
月の初日の額※1	12,830円	9,800円	8,470円
看護職員の数・割合※2	常勤7人以上（1人は常勤換算可）、6割以上	5人以上（1人は常勤換算可）、6割以上	4人以上、6割以上
24時間対応	24時間対応体制加算の届出 + 休日、祝日等も含めた計画的な訪問看護の実施		
重症度の高い利用者の受入れ	別表7の利用者 月10人以上	別表7の利用者 月7人以上	別表7・8の利用者、精神科重症患者又は複数の訪看STが共同して訪問する利用者 月10人以上
ターミナルケアの実施、重症児の受入れ※3	以下のいずれか ・ターミナル 前年度20件以上 ・ターミナル 前年度15件以上 + 重症児 常時4人以上 ・重症児 常時6人以上	以下のいずれか ・ターミナル 前年度15件以上 ・ターミナル 前年度10件以上 + 重症児 常時3人以上 ・重症児 常時5人以上	
介護・障害サービスの計画作成	以下のいずれか ・居宅介護支援事業所を同一敷地内に設置 + 特に医療的な管理が必要な利用者の1割程度について、介護サービス等計画又は介護予防サービス計画を作成 ・特定相談支援事業所又は障害児相談支援事業所を同一敷地内に設置 + サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成が必要な利用者の1割程度について、計画を作成		
地域における人材育成等	以下のいずれも満たす ・人材育成のための研修等の実施 ・地域の医療機関、訪看ST、住民等に対する情報提供又は相談の実績		以下のいずれも満たす ・地域の医療機関や訪看STを対象とした研修 年2回 ・地域の訪看STや住民等への情報提供・相談の実績 ・地域の医療機関の看護職員の一定期間の勤務実績
医療機関との共同			以下のいずれも満たす ・退院時共同指導の実績 ・併設医療機関以外の医師を主治医とする利用者が1割以上
専門の研修を受けた看護師の配置	専門の研修を受けた看護師が配置されていること（望ましい）		

b. 機能強化型訪問看護ステーションの状況について（本県）

機能強化型訪問
看護ステーションの割合は8%
である

令和3年度/令和4年度
対応実施訪問看護ステーションの割合（%）



.出典:公益社団法人神奈川県看護協会令和3年度/令和4年度 かながわ訪問看護ステーション一覧より医療課作成

b. 機能強化型訪問看護ステーションの状況について（本県）

機能強化型訪問
看護ステーション
数は70である
（令和5年度4月
1日時点）

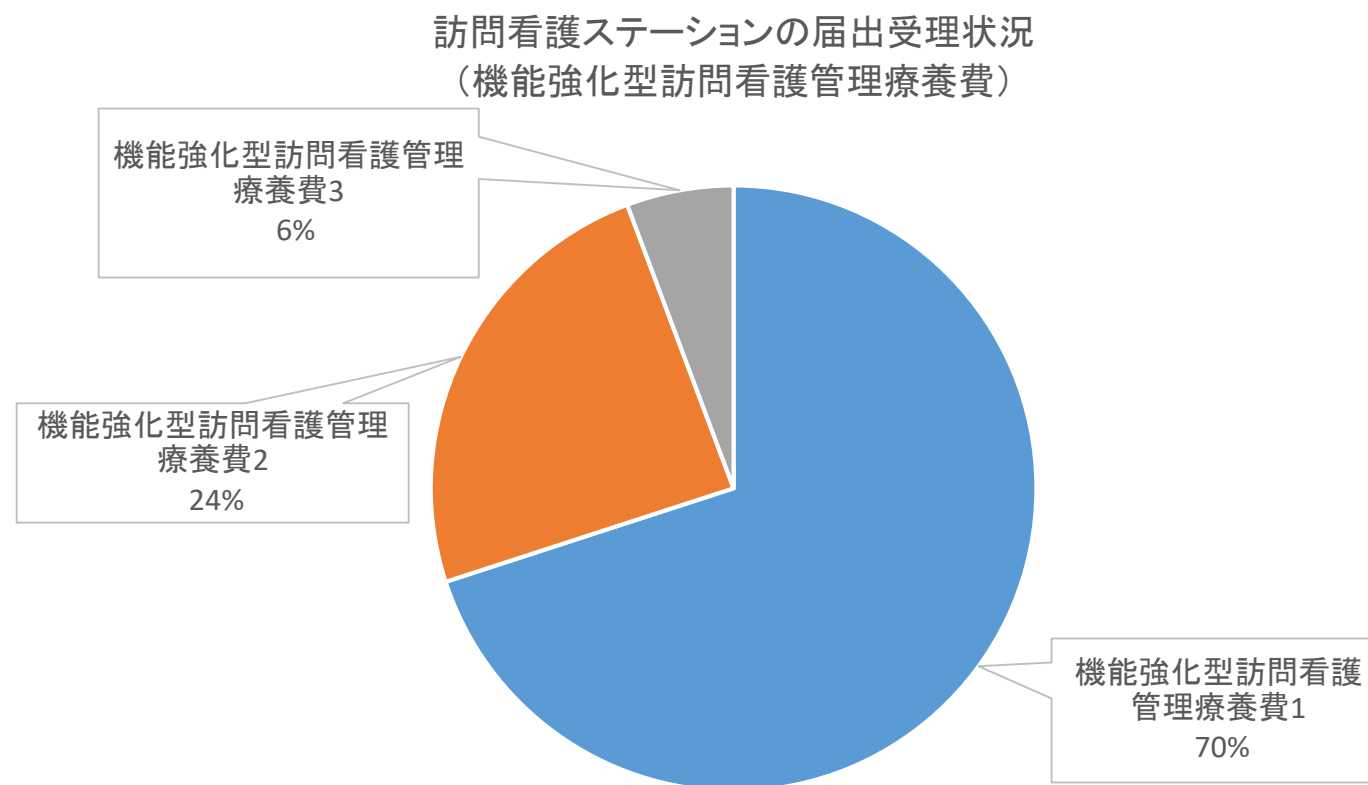
	機能強化取得訪問看護ステーション数
総数	70
機能強化Ⅰ （常勤看護職員数7人以上）	49
機能強化Ⅱ （常勤看護職員数5人以上）	17
機能強化Ⅲ （常勤看護職員数4人以上）	4

出典：厚生局 届出受理指定訪問看護事業所名簿(令和5年4月1日時点)より医療課作成

b. 機能強化型訪問看護ステーションの状況について（本県）

【機能強化型Ⅰ，Ⅱ，Ⅲの内訳（届出受理状況）】

機能強化型訪問看護ステーションは機能強化Ⅰ型とⅡ型で全体の94%を占めている



出典:厚生局「14届出受理指定訪問看護事業所名簿(神奈川県)令和5年4月1日」より医療課作成